

令和8年度ランドオペレータ招聘商談会業務について企画提案書の提出を求めるので、次のとおり公示する。

令和8年7月14日

福井県知事 石田 嵩人

1 企画提案書の提出を求める事項

(1) 業務の名称

令和8年度ランドオペレータ招聘商談会業務

(2) 業務の内容

別添「ランドオペレータ招聘商談会業務 仕様書」のとおり

(3) 予算の上限額（消費税等諸税を含む）

4, 0 0 7, 3 0 0 円

(4) 契約期間

契約締結日から令和9年3月23日（火）まで

2 企画提案書を提出する者に必要な資格

次の全ての要件を満たすこと。

(1) 日本国内に法人格を有していること。

(2) 過去3年以内において観光業の商談会開催実績または受託実績を有する者であること。

(3) 日本語での企画提案書の提出および契約締結が可能であること。

(4) 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条の規定により、知事が競争入札参加資格を有すると認めた者であること。

※福井県の競争入札参加資格を有していない場合においても、同条に規定する競争入札参加資格の申請を提出済みであれば、本業務委託の参加資格を有するものとして取り扱う。ただし、企画提案書等の審査終了時点で競争入札参加資格の認定を受けていない場合は、本件に関する参加資格を喪失する。

(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

(7) 県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

3 参加資格の認定の申請手続等

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり申請し参加資格の認定を受けなければならない。

(1) 提出書類

(ア) 参加申請書（別紙様式1）

複数の事業者が共同で参加する場合、代表するものを定め、その者が提出すること。

- (イ) 履歴事項全部証明書（写し可）（３か月以内発行に限る）
- (ウ) 会社概要（任意様式）
- (エ) 過去３年以内において締結、実施完了した観光業の商談会開催実績または受託実績がわかる契約書等の写し（業務名、業務内容および金額が記載されていること）
- (オ) 応募資格誓約書（別紙様式２）
- (カ) 福井県競争入札参加資格決定通知書の写しまたは、競争入札参加資格審査申請書（受付印を押したものの）の写しあるいは競争入札参加資格申請を電子申請システムで行った場合、受付確認メールの写し

※競争入札参加資格の認定申請は、福井県会計局会計課に申請すること。

※複数の事業者が共同で参加する場合、(カ)について参加者全員の書類を提出すること。

ただし、再委託の場合は含まず、再委託承認申請書を契約後提出すること。

(２) 受付期間

令和８年７月１４日（火）から７月２４日（金）１７時まで（日本時間）

ただし、日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第３条に規定する休日（以下「休日」という）を除く。

(３) 提出方法

電子メールにより提出すること。電子メールの送信後、電話にて受信の確認を行うこと。

７ＭＢを超えるデータ量のある電子メールは受信できないため、オンラインストレージ等を利用すること。

(４) 送付先

〒９１０－０００５

福井県福井市大手２丁目４－１３ 大手合同事務所２階

福井県交流文化部インバウンド交流課 担当 渡辺

電子メール：inbound@pref.fukui.lg.jp

４ 参加資格の結果通知

参加資格要件を審査し、その結果を令和８年７月２７日（月）までに電子メールにて通知する。参加申込書を提出した者のうち、参加資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨および満たさないと判断した理由を電子メールにて通知する。

５ 企画提案書の提出手続

(１) 提出書類

提出書類	部数
企画提案書（様式任意。ただし、<u>以下を条件とする</u>） ・サイズ：<u>A４サイズ（縦）</u> ・項 数：<u>２０項以内</u>（表紙を含む） ※提案内容を分かりやすく簡潔に記載すること。 ※指定項数を超える部分については審査対象外とする。 ・文 字：<u>１１ポイント以上</u>（図や表など挿入資料の文字は除く） 企画提案書は、以下の項目に従い作成すること。	１部

ア 企画提案者の概要（組織体制、事業内容等） イ 仕様書の内容に基づく、具体的な企画内容と実施計画 ・業務実施体制（配置人員、業務経歴等） ・招聘するランドオペレータとその選定理由 ・招聘するランドオペレータによる県内視察行程（２行程）と各視察地の選定理由 ・県内視察時における配置ガイドとその選定理由 ・商談会の構成および実施方法並びにその提案理由 ・アンケートの内容 ウ 類似事業の履行実績がある場合はその成果 エ 事業実施にあたっての強み（地方へのインバウンド誘客に関する知見と実績）	
経費見積書 ・内訳および見積総額 ※人件費、通信費、交通費、物品費等の業務にかかる全ての費用を含めること。 ・消費税額を明示し、課税、不課税、非課税を明記すること。 ・為替変動による契約金額の変更は行わない。	1 部

（２）提出方法

電子メールにより提出すること。電子メールの送信後、電話にて受信の確認を行うこと。

7MBを超えるデータ量のある電子メールは受信できないため、オンラインストレージ等を利用すること。

（３）提出期限

令和８年７月３０日（木）１７時（日本時間）

（４）提出先

福井県交流文化部インバウンド交流課 担当 渡辺

電子メール：inbound@pref.fukui.lg.jp

6 企画提案書の提出辞退

参加資格の認定手続き等に要する書類の提出後に、企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を企画提案書の提出期限までに電子メールにて提出すること。なお、企画提案を辞退しても、不利益な取扱いはない。

7 公告業務に関する質問事項

（１）質問の受付

公告業務に関する質問事項については、質問票（別紙様式３）により、令和８年７月２１日（火）１７時（日本時間）までに電子メールにて提出すること。

（２）提出先

福井県交流文化部インバウンド交流課 担当 渡辺

電子メール：inbound@pref.fukui.lg.jp

（３）回答予定日

令和8年7月22日（水）17時（日本時間）

※質問事項が多数ある場合等については、別途電子メールで新たな回答予定日を通知する。

（４）回答方法

質問に対する回答は、質問者に電子メールにより回答する。

また、福井県インバウンド交流課ホームページに掲載する。

８ 企画提案書等の審査および結果の公表

（１）審査方法

企画提案書および見積書（以下、「企画提案書等」という）について、次の審査を書面にて行い、優先交渉権者を決定する。

（２）評価項目

（ア）業務全般

- ・業務を適正かつ確実、効果的に実施できる体制を有するか。
- ・地方へのインバウンド誘客に関する知見と実績を有するか。

（イ）企画提案内容

- ・招聘するランドオペレータおよびその選定理由は、業務の目的に合致しており、適切かつ効果的な内容となっているか。
- ・招聘するランドオペレータによる県内視察の行程とその選定理由は、業務の目的に合致しており、適切かつ効果的な内容となっているか。
- ・招聘するランドオペレータによる県内視察時のガイドとその選定理由は、事業の趣旨を十分に理解し、適切なものとなっているか。
- ・商談会の構成および実施方法並びにその提案理由は、業務の目的に合致しており、適切かつ効果的な内容となっているか。
- ・アンケート内容は事業の趣旨を十分に理解した内容となっているか。

（ウ）価格の妥当性

- ・見積書の積算額が予算の上限額以下であり、経費内容が妥当であるか。

（エ）過去の実績

- ・過去に同種業務を行った実績があるか。評価に値する成果を収めているか。

（３）ヒアリング

必要と認めるときは、電話およびウェブ面談によりヒアリングを実施する場合がある。また、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

（４）優先交渉権者の決定と結果の通知

最も高い評価を受けた企画提案者を優先交渉権者として決定する。審査結果は、審査終了後に企画提案書提出者全員に電子メールにて通知する。なお、審査内容および各事業者の企画提案内容、見積額等については非公開とし、審査結果に対する異議申し立ては一切認めない。

（５）決定の取り消し

次の要件のいずれかに該当する場合には、決定を取り消すことがある。

- （ア） 企画提案者が参加資格を有すると偽った場合
- （イ） 企画提案書等の提出後、参加資格を失うこととなった場合
- （ウ） 企画提案書等に虚偽の内容が記載されていた場合

9 契約の方法等

- (1) 県は優先交渉権者と協議を行い、契約の仕様や金額等について内容の詳細を定め、契約を締結する。したがって、優先交渉権者の選定時において、企画提案書に記載された全ての内容を承認するものではない。
- (2) 優先交渉権者が辞退した場合は、次点の者を優先交渉権者とし協議を行う。
- (3) 福井県財務規則第172条各号に該当の場合を除き、契約にあたり県に対し、契約金額の10／100以上の契約保証金の納付が必要。また、変更契約により契約額が増加した場合、増加額について契約保証金の追加納付が必要である。
- (4) 契約保証金は契約の履行完了を確認した後、還付する。この際、契約保証金に利息は付与しない。
- (5) 委託料等の支払は日本円で、日本国内の銀行口座への振り込みに限る。日本国内にある外国の金融機関の口座で、当該口座への振り込みに、外国送金と同様の手続きが必要となるものについては利用できないので注意すること。

10 契約の解除

契約締結後であっても、次の場合、県は契約を解除することができる。

- (1) 企画提案書等の提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合
- (2) 業務遂行にあたって受託者に重大な瑕疵があった場合
- (3) 受託者に事業遂行の意思が認められない場合
- (4) 受託者に業務遂行能力がないと認められる場合
- (5) その他、契約を継続するに堪えない事情がある場合

11 その他

- (1) 県民等から情報公開請求があった場合、企画提案書等の情報公開を行う場合がある。
- (2) 手続きで使用する言語および契約に用いる通貨は、日本語および日本円に限る。
- (3) 審査の結果、優先交渉権者の選定に至らない場合は、中止またはその他の方法によることがある。
- (4) 提出書類に虚偽の記載が認められた場合、当該応募者の提案を無効にする。
- (5) 参加に際して必要となる経費は全て企画提案者の負担とする。
- (6) 優先交渉権者となった者は、会計法令に基づく契約手続きの完了までは県との契約関係は生じない。
- (7) 公告に定めのない事項については、県の指示に従うこと。

12 問い合わせ先

〒910-0005

福井市大手2丁目4-13 大手合同事務所2階

福井県交流文化部インバウンド交流課 担当 渡辺

電話：0776-20-0699

電子メール：inbound@pref.fukui.lg.jp

1 3 様式等の掲載

福井県ホームページ

(<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kokusai/shouhei-shoudankai.html>)

からダウンロードすることができる。